

日中漁業協定概説

平成 15 年 12 月 22 日
平野 敬

三つの時代区分

- 第二次世界大戦終結
～日中共同宣言（1972.09.23）
- 旧協定時代（1975.08.15）～
- 新協定時代（2000.06.01）～

黎明期の日中漁業関係

- 1949.10.01
中華人民共和国（共産党政府）が成立
- 日本は当初、
中華民国＝台湾を支持していたため、
共産党政府とは国交なし。
漁業についても没交渉。

朝鮮戦争の影響

- 1950.06 ~ 1953.07 朝鮮戦争
共産党政府による日本漁船の拿捕が相次ぐ
(4年間に600隻, 1900名)
⇒日中間で漁業に関する秩序形成の必要性



Photo: UPI / Corbis

民間漁業協定

- 1952 日中漁業懇談会
 - 1955 黄海・東海の漁業に関する協定
 - 1965 新協定
-
- 民間協定という形式
黄海・東シナ海における公海漁業について
枠組みを設定する

55 協定の内容

- 1955.04.15 締結
- 適用範囲：黄海・東シナ海上の公海（§1）
- 漁区で底引き網漁船の最高隻数を制限（§2）
- 操業・航行秩序維持に関する規則（§3,4）
⇒ 標識・海難救助に関して附属書で規定
- 漁業資源に関する情報交換（§5）
- 旗国（文言上は所属漁協）に管轄権（§6）

65 協定の内容

- 1965.12.17 締結
- 基本は 55 協定と同じ
- 底引き網の網目制限（§3）
- 保護の必要のある重要魚種につき
幼魚の漁獲量を制限（§3）
- 附属書の詳細規定を更新

日中国交正常化

- 日中共同宣言（1972.09.23）
国民党政府から共産党政府に承認切り替え

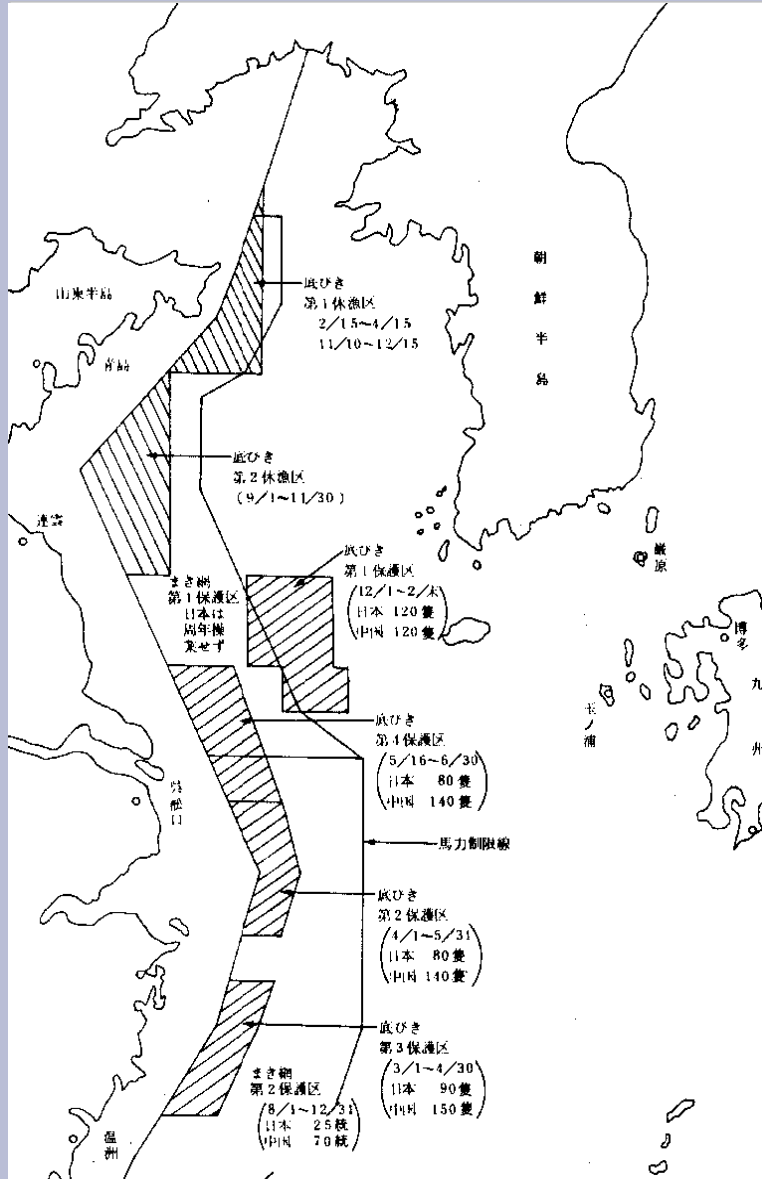


Photo: UPI / Corbis
BETTMANN

日中漁業協定（旧協定）

- 1975.08.15署名，同年12.22発効。
- 対象水域：黄海・東シナ海上の公海（§1）
- 目的：漁業資源保存・合理的利用（前文）
- 底引き網・まき網漁業に関して区域設定，
そこでの隻数や網目を制限（§2，附属書）
- 旗国が管轄権を行使する（§3,4）
- 日中漁業共同委員会を設置
規制措置の見直し・改定をおこなう（§7）

旧協定海図

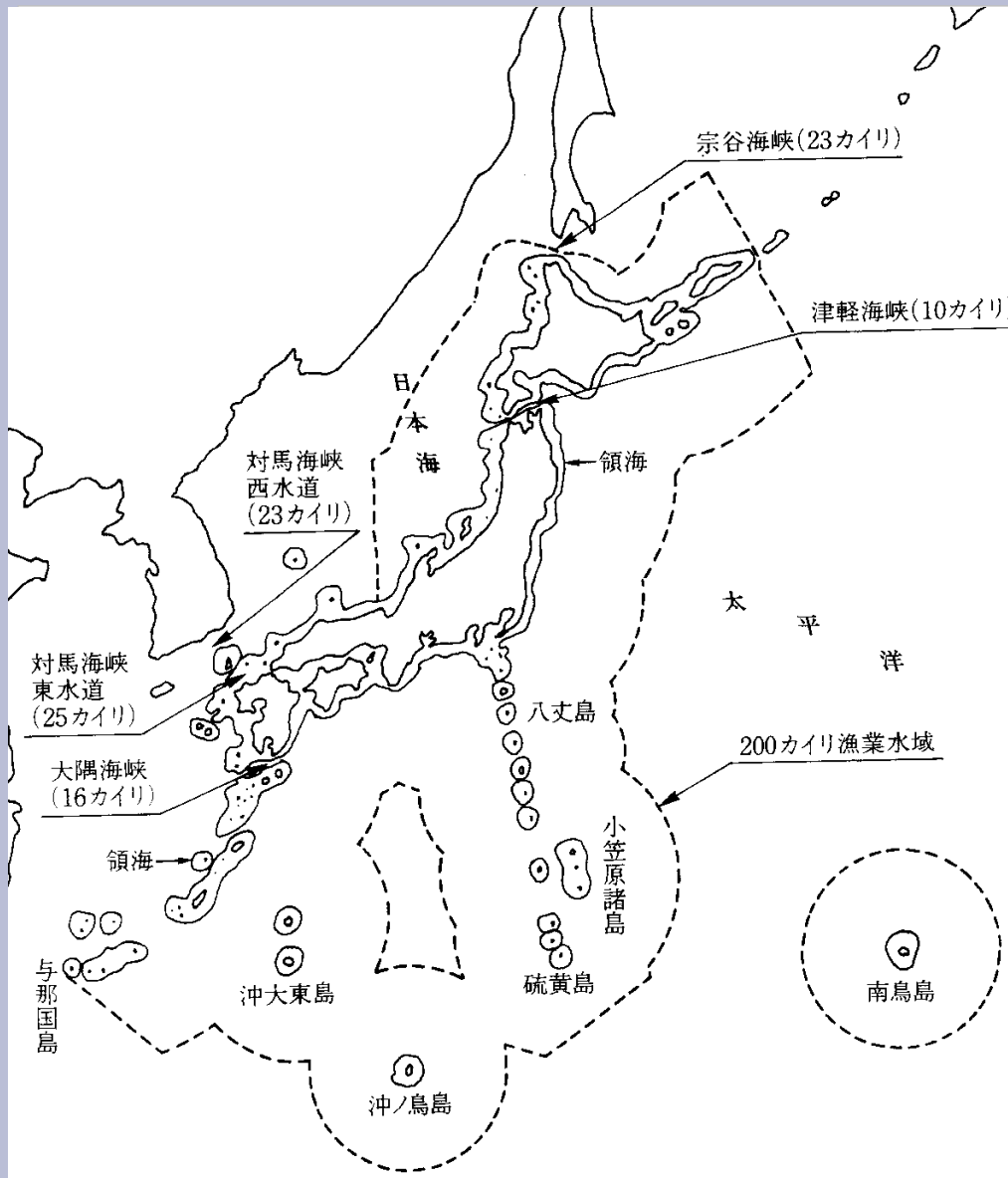


- 日本の優勢を前提
- 中国近海の資源枯渇懸念を反映
- 中国側沿岸に保護区
- 網目制限
体長制限
隻数制限

漁業水域暫定措置法

- 世界的な資源ナショナリズムの高まり
各国は広大な沿岸水域に管轄権を設定
- 日本は当初、反対の立場を取っていたが
旧ソ連との対抗戦略上
1977 「漁業水域に関する暫定措置法」にて
200海里水域を宣言
- ただし日本海・東シナ海を適用除外
……中韓に配慮

77年法での200海里範囲



- 日本海の一部・東シナ海には適用除外
- 中・韓との陣取り合戦になってしまふことを懸念

漁業勢力バランスの変化

- 70 年後半から日中の漁業勢力に変化
中国漁業の台頭
日本漁業の国際競争力低下
- 日本漁業の優越を前提に作られた
旧協定の枠組みが時代遅れなものに

中国漁業の量的拡大

- 文化大革命以降の政治混乱が収束
- 鄧小平の改革開放路線
- 戸籍制度の緩和
⇒農村余剰人員が漁労に就業
- 人民公社から生産請負制に

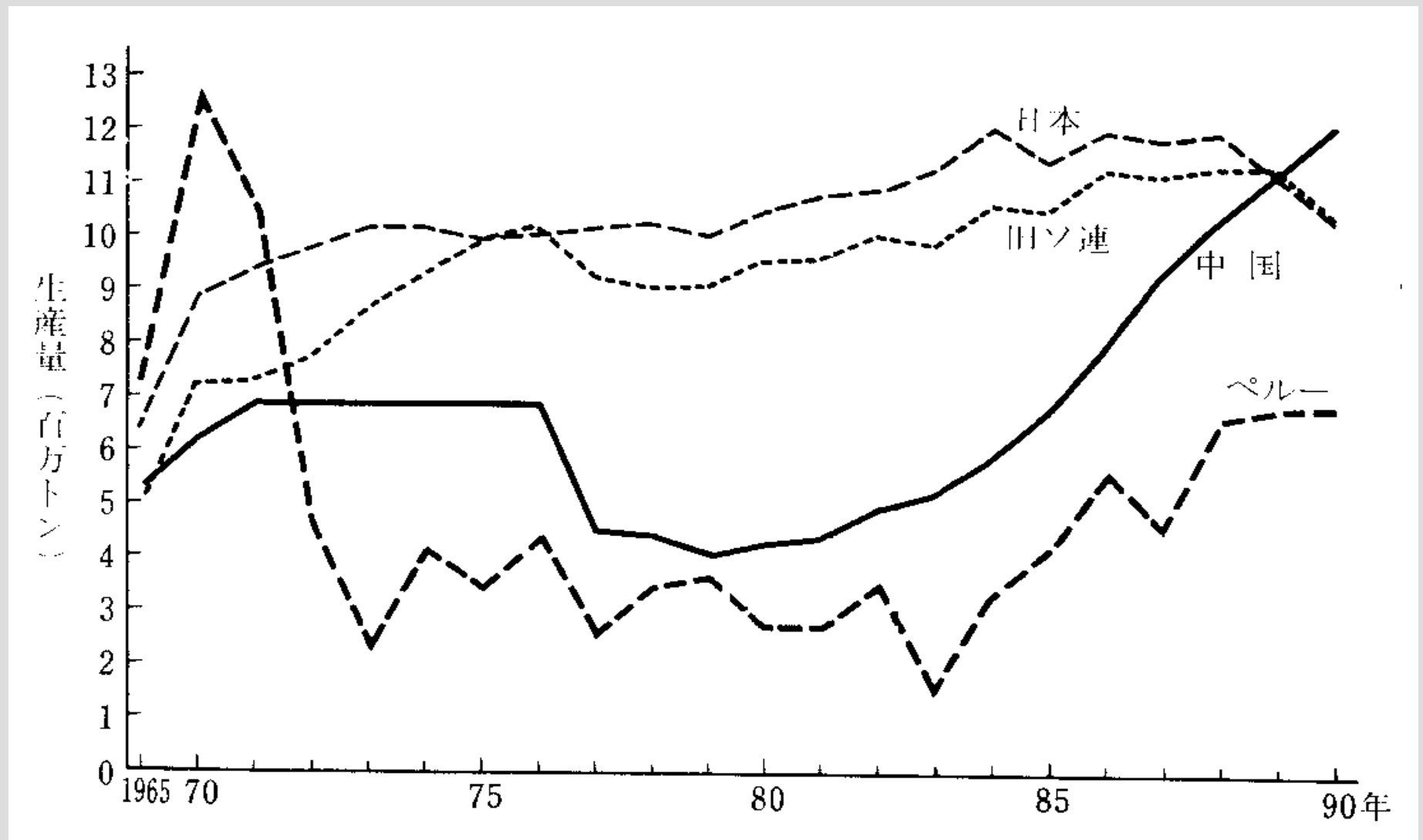
中国漁業の質的变化

- 中国の伝統的な漁業は
零細業者による小型船を用いた沿岸漁業
- 沿岸近海の資源枯渇
- 漁船・漁具の近代化



- 沖合・遠洋漁業が活発化
海外輸出を意識した漁業もおこなう
- 1989 年以降，日ソを抜いて漁獲量世界一に

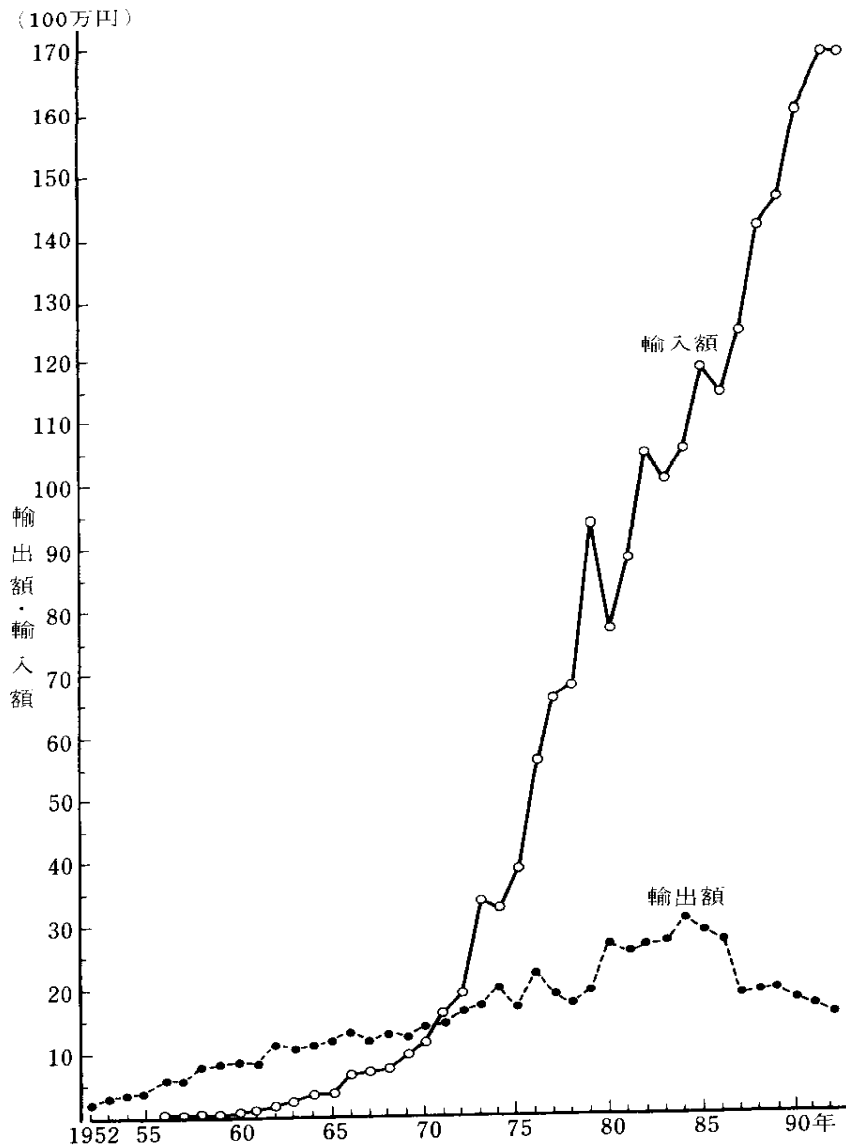
グラフ：中国漁業の急成長



日本漁業の衰退

- 円高の急激な進行 1975: \$1 = 307 円
 1978: \$1 = 175 円
 1995: \$1 = 79 円
- 漁業従事者の高齢化・若年労働力の不足
 人件費の高騰
- 相対的にコスト高となり、
 国際的競争力を失う
- 遠洋漁業からの閉め出し

グラフ：日本の水産物輸出入額

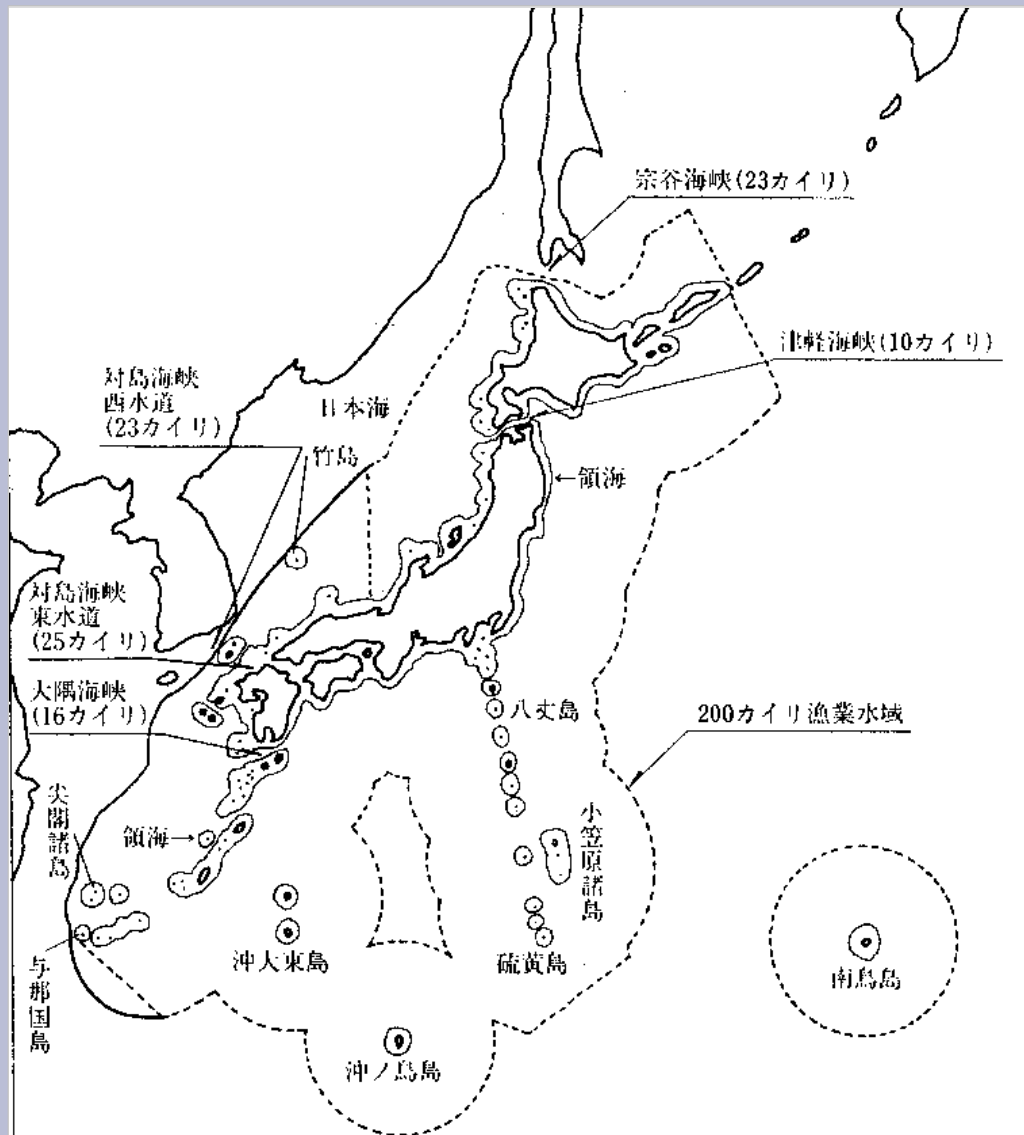


- 70年代後半から
漁業が輸入超過に
- 食生活の変化
高価格魚種需要 &
加工水産物の浸透
- 日本漁業衰退と連動

国連海洋法条約

- 第三次国連海洋法会議 (1973-1982)
国連海洋法条約 = UNCLOS 採択 (1982.04.30)
1994.11.16 発効
- 排他的経済水域 = EEZ の設定が
成文法の中で規定される (同条約第五部)
- EEZ を前提とした日中間の新枠組設定

新 200 海里海図



- 96.07.20 UNCLOS
- 96.02.20 閣議了解
- 排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律 96.06.14 公布

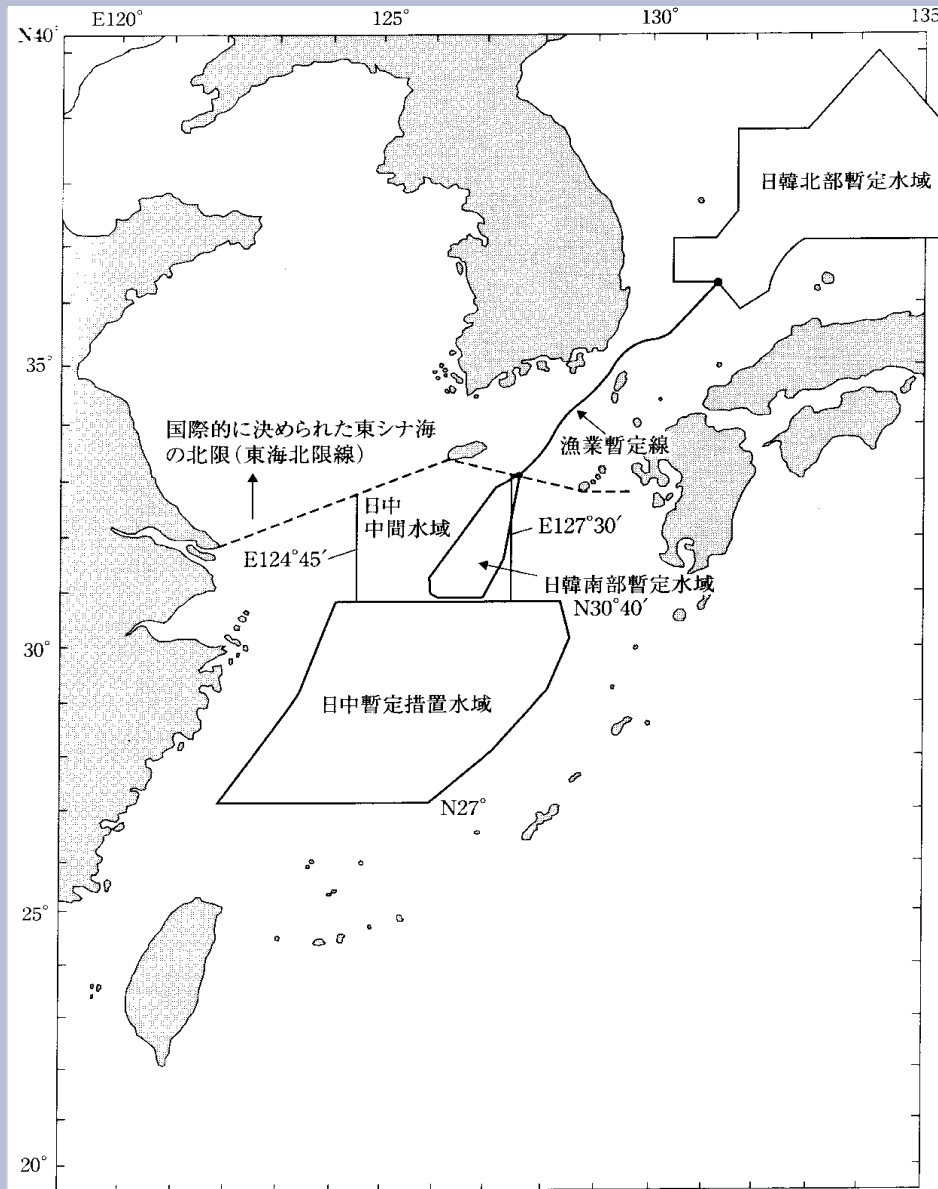
日中漁業協定（新協定）

- 1997.11.11 日中漁業協定締結
2000.06.01 発効
- 暫定措置水域北側の海域の扱いで紛糾
- 75年の旧協定に置き換わる（旧協定失効）
- 有効期限は5年，
その後いずれか一方の通告により
6ヶ月後に失効

新協定の内容

- 対象水域：東シナ海
- 双方の EEZ の存在を前提とする
尖閣諸島周辺については「暫定措置水域」
- EEZ で操業する際は沿岸国の許可（§2-1）
- 沿岸国は EEZ 内での魚種，漁獲割当量，
操業区域，その他操業条件を決定（§3）
- EEZ 内では沿岸国が管轄権を行使（§5-1）

新協定海図



- 旧協定区域は消滅
- 暫定措置水域内では旗国主義のままただし注意権あり
- 紛糾した水域は「中間水域」とする (00.02 閣僚会議)

新協定の問題点

●外国漁船の不法操業事犯検挙件数(最近5年間) (単位:隻)

| 国籍等 | 区分 | 年 | | | | |
|-----|---------|----|-----|-----|-----|-----|
| | | 9年 | 10年 | 11年 | 12年 | 13年 |
| 中国 | 領海 | 4 | 3 | 4 | 11 | 0 |
| | 排他的経済水域 | 2 | 0 | 0 | 3 | 6 |
| | 合計 | 6 | 3 | 4 | 14 | 6 |
| 韓国 | 領海 | 14 | 7 | 3 | 0 | 0 |
| | 排他的経済水域 | 2 | 3 | 17 | 9 | 4 |
| | 合計 | 16 | 10 | 20 | 9 | 4 |
| ロシア | 領海 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 排他的経済水域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 台湾 | 領海 | 3 | 2 | 4 | 3 | 1 |
| | 排他的経済水域 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 合計 | 3 | 2 | 4 | 4 | 1 |
| その他 | 領海 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 排他的経済水域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 領海 | 23 | 14 | 11 | 14 | 1 |
| | 排他的経済水域 | 4 | 3 | 17 | 13 | 10 |
| | 合計 | 27 | 17 | 28 | 27 | 11 |

水産庁WEBサイトより

- 取締範囲の拡大
⇒ 不法操業の規制困難
- 総漁獲量制限では
資源保存できない
⇒ 魚種・漁業種類別の
漁獲割当量を導入
- 日韓漁業協定との抵触

今後の課題

- 資源管理の強化
総漁獲量上限の引き下げ：
2001年 1,252隻 73,000t
2003年 961隻 54,533t
魚種・漁業種類別漁獲制限の実施
- 日中韓台の連携
数力国の利害が影響する水域のため
二国間協定だけでの規律は困難
⇒多数国間での枠組設定を